

# 川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業に関するプロポーザル実施要領

## 1. 目的

この実施要領は、消費者の市内における購買意欲の拡大を図るため、また、物価高騰等に直面する住民や事業者等を支援するためにキャッシュレス決済事業者を活用したポイント還元事業を行うにあたり、委託する事業者をプロポーザル方式により選定することから、その実施方法等必要な事項を定めるもの。

## 2. プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない事業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する事業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

## 3. 公募型プロポーザル方式とする理由

本業務の実績を有する事業者が複数おり、広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

## 4. 事業概要

- (1) 名称 川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業
- (2) 業務内容 「川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業業務委託仕様書」のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 提案限度額 890,197千円（消費税及び地方消費税を含む。）

## 5. 事業スケジュール

1	公募開始	令和8年1月28日（水）
2	質問書提出期限	令和8年2月3日（火）15時締切
3	質問書に対する回答	令和8年2月4日（水）ホームページ上で回答
4	参加申込書提出期限	令和8年2月9日（月）15時締切
5	参加資格確認結果通知	令和8年2月10日（火）
6	提案書等の提出締切	令和8年2月16日（月）15時締切
7	選定結果通知	令和8年2月27日（金）

※ただし、各実施日については、事務の都合上やむを得ない場合変更できるものとする。

## 6. 参加資格要件

本事業の公募型プロポーザルに参加できる者は、基準日において、次に掲げる参加資格要件を全て満たしている者とする。なお、基準日については、公募開始の日とし、契約時までに参加資格要件を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。また、複数事業者が共同してプロポーザルに参加することはできないものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないものであること。
- (2) 川口市有資格業者に対する指名停止等の措置基準の規定による指名停止措置の期間中でないこと。

また、同規定に基づく指名停止措置期間でない業者についても、他の地方自治体において同等の事項がないこと。

- (3) 川口市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱の規定による指名除外措置の期間中でないこと。また、同規定に基づく指名除外措置期間でない業者についても、他の地方自治体において同等の事項がないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づく精算の開始又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 国税、地方税のいずれも滞納していないこと。
- (7) 過去1年以内に他自治体で類似事業の契約実績を有していること。
- (8) キャッシュレス決済（QRコード決済）の運営会社であること。

## 7. 参加申込の手続き

本プロポーザルに参加を希望し、参加資格を満たす者は次のとおり書類を提出すること。

### (1) 提出書類

- ①参加申込書（様式第1号：1部）
- ②会社概要書（様式第2号：1部）
- ③事業内容、実績、業務の実施体制がわかる書類（任意様式：1部）
- ④登記簿謄本または登記事項証明書（発行から3ヶ月以内、写し可：1部）
- ⑤納税証明書（発行から3ヶ月以内、写し可：1部）
  - 法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（種類 その3の3）
  - （埼玉県内に事業所を有する者に限る）県税の納税証明書（滞納額がないことの証明）
  - （川口市内に事業所を有する者に限る）市税等納付・納入状況調査同意書（様式第5号）

### (2) 提出方法

持参又は郵送（書留）によること。

### (3) 提出先（事務局）

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市経済部産業振興課商業観光係 担当 野中・田中・中村

メールアドレス：[100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp)

### (4) 提出期限

令和8年2月9日（月）15時

持参の場合：閉庁日を除く9時から17時までの間に持参すること。

郵送の場合：期限日までに必着であること。

### (5) 参加申込の結果

令和8年2月10日（火）に参加申込書に記載されたアドレスへメールで通知する。

## 8. 質問及び回答

### (1) 質問方法

電子メールにより質問書（様式第3号）を7（3）の事務局あてに送付すること。

送付後は必ず事務局への着信確認を行うこと。

電話や来訪による口頭での質問及び当該期間以外の期間における質問は受け付けない。

【質問期間】令和8年1月28日（水）から令和8年2月3日（火）15時

## （2）回答方法

市のホームページに掲載し、個別には回答しない。

【回答日】令和8年2月4日（水）

## 9. 企画提案書等の提出

本プロポーザルに参加する者は、原則、本要領及び別紙「川口市キャッシュレス決済によるポイント還元事業業務委託仕様書」の条件を満たす企画提案をすること。なお、企画提案書等に関する提出部数については原本1部、写し9部とする。

### （1）提出書類

①企画提案書（頭紙）（様式第4号）

②企画提案書（任意様式）（写し9部については、会社名や会社を特定される部分は削除すること）

・評価項目、評価基準に関する内容について、10（2）の順に記載すること。

・A4サイズ規格で作成すること。ただし、やむを得ない場合はA3サイズ折りたたみでも可とする。

・日本語で作成し、企画提案書（任意様式）には目次をつけること。

・フォント及びフォントサイズ、イメージ図等の掲載は任意とする。

・総ページは企画提案書（頭紙）並びに目次を除き最大30ページとする。

③見積書（任意様式）（写し9部については、会社名や会社を特定される部分は削除すること。）

※単価や個数・人数など、積算根拠は可能な限り詳細に記載すること。

### （2）提出方法

持参又は郵送により、7（3）の事務局あてに提出すること。

### （3）提出期限

令和8年2月16日（月）15時

持参の場合：閉庁日を除く9時から17時までの間に持参すること。

郵送の場合：期限日までに必着であること。

## 10. 選定方法

### （1）事業者の選定方法

①選定委員会が事業者の提出資料を選定基準に基づき評価し選定を行う。

②選定委員合計点を総合点とし、総合点の最も高い事業者を優先交渉事業者として選定し、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は総得点の高い順に交渉を行う。

③総合点の最も高い事業者が2者以上ある場合は、選定委員の評決により選定する。

### （2）評価項目、評価基準及び配点

評価項目は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点 (満点)
1 ユーザー数等	ユーザー数及び決済回数が多いキャッシュレス決済サービスであるか。(多くの利用者(ユーザー)が使えるものか。)	15点
2 市内加盟店舗数	市内の多くの店舗で利用できるキャッシュレス決済サービスであるか。	15点
3 サービス内容	決済手数料率・振込手数料などのランニングコストが低い、決済から換金までのサイクルが短い、セキュリティ対策が万全など、加盟店にとってサービスが充実しているか。 ユーザーへのポイント還元が早期に行われるか。	15点
4 サポート体制	利用者(ユーザー)や店舗からの問い合わせに対応する体制が整っているか。新規利用者や不慣れな利用者への説明会の実施などの体制が整っているか。	10点
5 効果測定	事業終了後の効果測定及び実績報告が有効に活用されるものとなっているか。	10点
6 実績	他自治体での実績があり、類似業務の経験が豊富であるか。	15点
7 見積額	予算に見合った規模となっており、また見積総額に対するポイント付与相当額の割合が高いか。(事務経費の占める割合が低いか。)	10点
8 その他提案	仕様書に規定する以外の事業者独自の提案が優れているか。	10点
合計		100点

※1について、ユーザー数及び決済回数は全国の実績を示すこと。なお、川口市に住所を有するユーザー数や決済回数がわかる場合は評価する。また、決済回数については実店舗における決済件数(We bやアプリ内決済を除いた、バーコード及び2次元コードを介した件数)について示すこと。

2について、市内加盟店舗数については、店内重複(1つの店舗で複数レジでの決済が可能な場合に複数カウント)を除くこと。

### (3) その他

次に掲げるいずれかに該当した場合は失格とする。

- ①参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合。
- ②提出書類に虚偽の記載があった場合。
- ③見積書の金額が、提案限度額を超えている場合。
- ④選定の公平性を害する行為があったと市が認める場合。

## 11. 選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日に次の項目を市のホームページに公表する。

- ・優先交渉事業者の名称、得点

- ・参加事業者の名称（50音順）
- ・優先交渉事業者以外の得点（得点の高い順）  
(優先交渉事業者以外の参加事業者の名称と点数は関連付けない。)

## 12. 契約に関する事項

### （1）契約の締結

優先交渉事業者と委託内容、仕様書、経費等について交渉を行ったうえで、再度見積書の提出を求め、契約を締結する。

### （2）契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は川口市契約に関する規則第19条の規定に基づく、契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第20条に該当するときは減免する。

### （3）その他

委託事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。

委託事業の実施に関して個人情報を取得した場合、川口市個人情報の保護に関する条例の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとする。

その他契約に関する条項は川口市契約に関する規則による。

## 13. 提出書類の取扱い

- （1）提出された書類は返却しない。
- （2）提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市からの指示があった場合は除く。
- （3）提出された書類は、本プロポーザルにおける優先交渉事業者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、川口市情報公開条例に基づき対応する。

## 14. その他

- （1）本プロポーザルに係る費用については、すべて参加者の負担とする。やむを得ない理由により、本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を川口市に請求することはできない。
- （2）参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- （3）企画提案書等の著作権は、その提案書を作成した者に帰属する。ただし、契約相手となった者の企画提案書等については、事前に通知することにより市が無償で使用できるものとする。
- （4）選定後又は契約締結後に、優先交渉事業者の提案における虚偽内容の記載又は選定の公平性を害する行為があったと判明した場合は、優先交渉権の取り消し又は契約を解除することがある。

## 15. 問い合せ先

〒332-8601 川口市青木2-1-1

川口市経済部産業振興課商業観光係 担当 野中・田中・中村

電話：048-259-9018

FAX：048-258-1161

メールアドレス：[100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp](mailto:100.02000@city.kawaguchi.saitama.jp)